

平成 27 年 2 月
市民局男女共同参画課

「男女共同参画せんだいプラン 2011」推進状況（概要）

基本目標 1 政策・意思決定過程への女性の参画

1 これまでの取り組み

- ・市の審議会等の女性委員の登用率については、改選時などに、担当局と市民局（男女共同参画課）との事前協議を徹底して行った結果、全庁的に向上し、平成 26 年度末時点では市全体で目標値の 35.0%を上回る見込みである（No. 2）。
- ・本市女性職員のキャリア形成については、キャリアデザインに関する職員研修の実施や管理監督職員向けのセミナーの開催などを通して意識の啓発を図っている。また、平成 24 年度から女性職員向けのセミナーを開催し、民間企業の一線で活躍している女性の講話や女性職員同士の意見交換を行うなど、女性職員がキャリアを主体的に考えていく機会を提供している（No. 6, 7）。
- ・企業向けセミナーを開催し、女性の人材活用や多様な働き方の実現に向けて啓発を行った。また、ロールモデルの提供や働く女性同士のネットワークづくりの場として、平成 24 年度より交流会を開催し、好評を得ている（No. 12, 13）。

2 成果と課題

- ・市の審議会への女性委員の登用については、目標達成が見込まれるが、未だ登用が進まない審議会もあることから、今後も目標を掲げて推進すべきではないか（No. 2）。
- ・市の女性管理職の登用促進については、女性のキャリア形成を支援するための新たな取り組みを開始し、女性管理職の登用率も向上している。しかし、職員の男女の割合からみると、依然として女性管理職は少なく、一層の組織的取り組みと女性職員自身の意識の向上が必要である（No. 5）。
- ・これまでは、本市が率先して行動することに重点を置き、審議会への女性委員の登用等、一定の成果が得られたが、人口急減・少子高齢化等への対応が迫られる中、男女がともに個性と能力を發揮できる社会づくりに向けて、民間企業等における女性の登用についても、経済団体や関係機関と連携して、より積極的に働きかけを行うことが必要ではないか（全体）。
- ・町内会活動への女性の参加は多いと見られるが、町内会長に占める女性の割合は、増えてきているものの、依然として 1 割に満たない状況である（No. 15）。女性人材育成のための交流、学習機会について今後も継続的に取り組む必要がある。

基本目標 2 男女共同参画への理解の促進

1 これまでの取り組み

- ・保育所や小中学校において、人権教育資料の配布や保護者との懇談により、幼児・児童生徒の人権尊重の意識の涵養を図るとともに、男女平等の啓発に努めている（No. 18, 19）。
- ・男女共同参画推進センターのほか、市民センターや社会学級等において、様々な機会をとらえて

男女共同参画に関する講座などを実施している (No. 21～27)。

- ・男性を対象に子育てに関する講座を、若者を対象に男女共同参画に関する活動体験の機会や情報を提供するなど、啓発に努めている。講座については、開催時間に配慮するなど、男性や若者などが幅広く参加できるよう努めている (No. 28～33)。

2 成果と課題

- ・子どもの頃からの人権や男女共同参画に係る意識啓発が重要であることから、小中学校において、講義や演習を通して啓発を行っている (No. 18, 19)。また、子どもに関わる職種の人に向けても様々な研修会等を通して啓発に取り組んでいる (No. 34～37)。発達段階に応じた人権教育等の推進に向けて、教育活動全体で継続的に取り組むことが求められる。
- ・地域における学習機会の提供は、様々な形で幅広く実施されているが、男女共同参画推進センターとの連携は、地域防災分野など部分的なものに留まっている (No. 20～27)。
- ・男性を対象とした啓発は、育児参加の推進を目的とした講座が中心となっているが、男女共同参画社会の実現が男性にとっても重要であり、充実した生活につながるものであることへの理解促進に向けて、男性の立場や視点を踏まえた、より幅広い啓発が必要ではないか (No. 28～30)。
- ・女性の妊娠・出産に関わる支援については、検診の受診促進や訪問指導等により効果を上げている。女性が生涯にわたって健康でいられるよう、検診受診の啓発や相談事業など、継続的に取り組む必要がある (No. 56～70)。

基本目標3 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

1 これまでの取り組み

- ・男性の家事、育児、介護等への参加を促進するために、講座の開催や情報提供を行った。講座については、参加しやすい日程設定などが、参加者の増加につながっている (No. 77～82)。
- ・子育てをしながら安心して働き続けられるよう、認可保育所等の定員や延長保育の拡充、一時預りの実施など、保育サービスの拡充に取り組んでいる。また、小学校区単位で児童館の整備を進め、放課後に児童が過ごせる場所を提供している (No. 87～99)。
- ・企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進については、企業側の関心も高まっていることから、セミナーや出前講座を開催するなど、積極的に取り組んでいる (No. 113, 115)。

2 成果と課題

- ・市民意識調査では「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度は向上しているが、20代から50代の男性の4割以上が、生活の中で「仕事を優先している」と回答している。引き続き、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた取り組みが必要である (No. 110～116)。
- ・固定的性別役割分担についても、市民意識調査では賛成が反対を上回っている。男性の家事育児や介護参加を抑制する傾向につながっていると考えられることから、効果的な啓発が必要である。
- ・認可保育所の拡充等をはじめとする保育基盤整備を進めてきたが、震災以降、保育需要が継続して増えていることから、待機児童の解消には至っていない。引き続き待機児童の解消に向けた取り組みと保護者が安心して利用できる保育サービスの提供が必要である (No. 85～95)。

- ・介護サービスについては、介護を必要とする方やその家族が利用しやすいサービスの提供に努めているが、今後も、高齢者が増加していく中、介護を必要とする方の家族のワーク・ライフ・バランスの実現のためにも、継続的に取り組んでいく必要がある（No. 100～109）。
- ・昨今では、長時間労働を前提とした働き方についても見直しの機運が高まっている。企業等への啓発等、本市としてどういった取り組みが可能か検討が必要ではないか。

基本目標 4 あらゆる分野への男女共同参画の確保

1 これまでの取り組み

- ・女性や若者に対する就業継続や再就職の支援として、各種講座や相談事業を行い、参加者のそれぞれの課題に対応した支援を行った。また、平成 25 年度より始めた、キャリアアップを目指す女性たちのネットワーク構築を目的としたセミナーが人気を集めている（No. 121～127）。
- ・起業を目指す方を対象にセミナーや個別相談を開催している。特に、平成 26 年 1 月末に開設した仙台市起業支援センターにおける女性の相談員及びビジネス開発ディレクターの配置や「女性のための起業相談 Day」の実施が、女性の創業件数の増加につながっている（No. 131～133）。
- ・ひとり親家庭自立促進に向けた支援として、医療費助成など経済的支援のほか、相談事業や就業支援を継続して実施している（No. 150～159）。

2 成果と課題

- ・市民意識調査では、既婚女性の結婚、出産等を契機とした退職・転職について、経験ありが約 55% であり、6 割を超えた前回調査より改善したものの、「M字カーブ」が解消しない現状を裏付ける結果となっている。女性の就業継続や再就職の支援が引き続き求められている（No. 121～127）。
- ・企業における女性をはじめとした人材活用促進への社会的気運の高まりを受けて、本市でも企業向けセミナーや、働く女性たちのネットワーキングの場への参加者が増加している。女性の希望に応じたキャリア支援についても、重点的に取り組んでいく必要がある（No. 139～149）。
- ・働く女性が増加する中、全国的には、正規雇用者の長時間労働と非正規雇用者の増加に、働き方が二極化しているが、自治体としては、それぞれに必要な対応を行う必要がある。企業を対象とする調査結果の分析、経済団体との意見交換や要請、働く女性の意識調査等の取り組みを進め、地域の実情を踏まえた取り組みを検討する必要があるのではないかと（No. 128～130）。
- ・ひとり親家庭など生活困窮者が地域の中で自立して暮らせるよう体系的な支援が必要である（No. 150～159）。

基本目標 5 女性に対する暴力の根絶

1 これまでの取り組み

- ・平成 25 年 3 月より「仙台市配偶者暴力相談支援センター事業」を開始した。各区保健福祉センター、子供未来局、男女共同参画課、男女共同参画推進センターの連携を強化し、DV被害者のための相談業務や保護命令制度の利用支援等を実施している（No. 194, 195）。

- ・各種相談窓口の周知については、リーフレット、ポスター等を市内各施設に設置、掲出しているほか、震災被災者に送付する「復興定期便」を利用して相談電話の周知を行うなど、様々な機会をとらえて継続的に実施している。また、平成25年3月より「女性の暴力相談電話」の開設日を拡充し、相談しやすい環境づくりに努めている（No. 184, 186, 187, 189）。
- ・DV被害者の居所情報などを適切に保護するため、区役所窓口等で関連業務に携わる職員を対象に研修等を実施し、被害の拡大防止の徹底を図っている（No. 210～222）。

2 成果と課題

- ・女性に対する暴力をめぐる状況が多様化しており、相談事業の拡充や相談窓口の周知等に取り組んできた。女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、関係機関との連携を強化し取り組みを進めていく必要がある（全体）。
- ・配偶者暴力相談支援センター設置を機に相談員等の研修体制を強化し、関係機関の情報交換も進みつつある。多様化する相談に対応するため、相談員の専門性の向上や関係機関の連携強化に一層取り組む必要がある（No. 182～193）。
- ・女性への暴力に関する正しい知識と予防に関する情報提供が重要であり、学校等でのデートDVの出前講座等に取り組んでいるが、若年層へのより実効性のある啓発を検討する必要がある（No. 166～168）。
- ・DV被害者の支援として、心理面の回復や就業に向けた自立を目指す講座等を実施しているが、加害者から離れた被害者が地域で自立して生活することは未だ困難が多い。DV被害者への支援のあり方について、関係機関の連携のもと、さらに検討を進める必要がある（No. 200～209）。
- ・DV被害を的確に把握し、早期に適切な支援に結び付けるため、被害を発見しやすい地域の方々や医療従事者等に対する研修を実施するなど、DVに関する啓発や情報提供を積極的に実施していく必要がある（No. 190～193）。

基本目標6 震災復興と地域づくりにおける男女共同参画

1 これまでの取り組み

- ・震災の経験を活かし、仙台市震災復興計画や仙台市地域防災計画において、「男女共同参画の視点」を取り入れ、女性の参画や視点到に配慮することを明記した（No. 234～241）。
- ・男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画推進に取り組む様々な市民グループの活動を支援するため、情報提供や相談対応、市民活動スペースの提供等を行っている。また、市民センター等において、学習情報の提供を行っている（No. 247～249）。
- ・男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画に関する講座の開催や、地域への出前講座の実施、各種広報による啓発等を通して、地域における学習機会の拡充に努めている（No. 252～255）。また、障害の有無や年齢、国籍等の違いにかかわらず支え合う地域づくりに向けて、幅広く事業に取り組んでいる（No. 256～281）。

2 成果と課題

- ・仙台市地域防災計画に明記された「男女共同参画の視点」を地域に定着させるためには、女性が

その担い手となる必要がある。女性の地域防災リーダーの数などは着実に増えてきているが、地域に対する息の長い働きかけが求められる（No. 234～241）。

- 男女共同参画推進センターが地域において防災ワークショップを開催するなど、地域防災をきっかけにセンターと地域が連携した取り組みが行われている。地域に根差した男女共同参画を進めるための方策を一層広げていくことが求められる（No. 252～255）。
- 地域づくり、復興まちづくりに取り組む主体は多様化しており、分野を超えての連携も多くなっている。こうした活動において女性が活躍できるよう、人材育成や意識の啓発が必要である（No. 242～246）。また、市民活動が多様化する中、男女共同参画推進センターを拠点に活動する団体の活動やメンバーの広がりに向けた支援について検討が必要ではないか。
- 震災の経験と教訓、第3回国連防災世界会議での成果等を踏まえ、男女共同参画視点による防災・復興まちづくりの必要性を、被災地として国内外に発信していく必要がある（全体）。